

第28回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成28年10月7日(金)

招集場所 江府町防災・情報センター

開 会 午前 9時30分 会長宣言

出席委員(8人)

8 番 佐藤 誠

3 番 宇田川 潔

10 番 石原 一男

4 番 松原 憲治

12 番 上前 梅夫

6 番 宇田川 保

13 番 川上 博久

7 番 谷口 一郎

欠席委員(5人)

1 番 中田 泰

9 番 清水 干城

2 番 見山 收

11 番 一二三八郎

5 番 長尾 保

職員及び関係者 局長 下垣 吉正

主査 松原 順二

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前 9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

10番委員 石原 一男

12番委員 上前 梅夫

局長： 皆さんおはようございます。この長雨で稲刈りの方が大変忙しい様で若干欠席の方が  
ございますが、ただ今から第28回農業委員会の総会を開催させて頂きたいと思  
います。松原会長の方から挨拶をお願いしたいと思  
います。

会長： 改めまして、皆さんおはようございます。台風も無事に通過してホッとしておる訳で  
ございますけれども、遅れております稲刈りが真最中という忙しい中、総会にお集まり  
いただきまして、誠にありがとうございます。今日は議案の方は2件と少ないですけれ  
ども、その他協議事項と、まず農地中間管理事業と農地利用最適化の取組みについてと  
いう事で、今日は公益財団法人担い手育成機構天満課長にお越しを頂いてお話を聞く事  
に成っております、また県の神庭課長補佐にもお越し頂いております。後程ご紹介を申  
し上げたいと思  
います。その関連で町の取り組み状況について、役場農林産業課の下村  
さんからも報告をいただく事に成っております。それから、前からの課題でもございま  
すけれども、町内の地域の農業者の方との意見交換会を実施したいという事で、案を作っ  
ております、農業委員会の制度の仕組みも徹底して於かなければいけないという事と、  
今我々がやっております、農地パトロールの結果を踏まえて、それぞれの地域で今後ど  
の様に農地維持を図って行くかと言う議論の場を作りたいという風に思っております。  
それから、後、我々の話ですけれども、真近に迫りました、研修旅行の内容も今日話し  
合せて頂けたらと思  
っております。若干その他事項が盛りだくさんでござい  
ますので、総会審議につきまして、ご理解、ご協力をお願いしたいと思  
います。以上お願い申し上げ  
まして、簡単ではございますが、ご挨拶をさせていただきます。

議長： それでは、早速でございますが、これより総会の審議に入りたいと思  
います。今日の  
欠席通告は、先程事務局からのお話もありましたとおり、稲刈りの関係で欠席の方が多  
いですが、一  
二三委員は入院をしておられますので、それから稲刈りの関係で、  
中田委員、長尾委員、見山委員、清水委員、以上5名の方が欠席でござ  
いますが、出席  
者が半数以上になりますので、会議は成立します。まず、議事録署名委員及び会議書記  
の指名をしたいと思  
います。議事録署名委員は議長より指名させていただく事に異議は  
ござ  
い  
ませんか。

委員： はい（全員）

議長： ありがとうございます。それでは、議事録署名委員は、10番石原委員、12番上前  
委員をお願いを  
したいと思  
います。よろしくお願  
い  
します。尚、本日の会議書記は、事  
務局を指名いた  
します。議事に先立ちまして、報告事項がござ  
います。事務局より説明  
をお願い致  
します。

事務局： お手元の総会資料2ページ目をご覧頂ければと思  
います。報告事項として1件ありま  
して、公共事業の施行に伴います附帯施設の設置に係る農地の一時転用と言う届出を頂

いておりますので、そちらの報告になります。こちらは、国道181号線沿いの道の駅の周辺、歩道の方を、今工事をしておりまして、そこに、歩道を設置する為に農地の方に仮設の歩道を設置しなければいけないと言う事の様でございまして、その仮設歩道を設置する為の一時転用でございます。2ページ、3ページ、4ページ、5ページという事で、図面等を付けさせて頂いております。これは県の方がする工事でございます、稲田組の方が施行者という事で、来年の3月10日までの予定でございます。工事完了後は、一時転用した農地は、元通りにし、地権者の確認を得るという風に成っております。報告事項については以上でございます。

議長： 報告がございましたけれども、これにつきまして何かございましたら。よろしいですか。

委員： はい（全員）

議長： では、議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 総会資料の7ページ、8ページをご覧頂ければと思います。農地法第3条の規定による許可申請が出ましたので、1件議案に上げさせてもらっています。申請されましたのは、俣野、〇〇〇の〇〇〇さんと〇〇〇〇さんですけれども、〇〇〇さんは7ページに書いて有りますとおおり、現在〇〇〇の方にお住いでして、農地を同じ〇〇〇の〇〇〇〇さんに譲渡したいと言う物でございます。田んぼの方は1筆、1反2畝程の田んぼなんですけれども、8ページに図面を付けておりますが、〇〇〇〇〇〇に行く手前を左に折れますと、〇〇〇の農地が有るんですけれども、そちらの方です。県道沿いの近くの農地で有ります、8ページに写真もつけておりますが、この様な農地でございます。譲受をされます、〇〇〇〇さん自身は、農地は所持されていないのですけれども、お父様が〇〇〇〇様でございまして、農業を實際されていらっしゃるしまして、1.2ha農地を耕作されています、ですので、下限面積、世帯員等と言う農地法の規定がありますので、実際清春様もご自宅で農業をされていらっしゃるしますので、こちらの下限面積の要件はクリアーしております。この件につきましては、以上です。

議長： はい、議案第1号、許可申請について質疑に入りたいと思いますが、質疑の有る方、挙手をお願いします。

3番： 現地を確認しております。

8番： もちろん圃場整備はしてありますか。

事務局： 圃場整備はしてあります。

議長： 担当委員の宇田川さんからもコメントを頂きましたけれども、他に何かございませんか。無いようですので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方は、挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、承認いたします。続きまして議案第2号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 手元の資料の9ページから19ページまでが議案第2号の資料になります。農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申という事で、2件出ております。最初に18ページ目をご覧頂ければと思います。この度農業振興地域の変更、農振除外の申請が出ましたが、この内容につきましては、実は、日野県土整備局の方からの申請でございまして、俣野地区の日ノ詰です、日ノ詰、畑ヶ田の付近ですけれども、こちらの方の俣野地区の復旧治山事業という事で谷止工を設置するという事業を29年度に計画されていらっしゃる様です。この谷止工を設置する為に、ためと言いますか、に伴いまして、周辺の農地が保安林指定にさせて頂きたいという事でございまして、農振農用地でございましたので、一旦農振除外の手続きをした後、最終的には非農地証明を申請して頂いて、非農地と言う流れの手続きを想定されていらっしゃる様です。その関係で、農地が農振除外に引っかけられますのが、9ページ目に上げております、1つは〇〇〇〇さん、〇〇〇の方でございまして、住所は〇〇〇でございまして、実際にご自宅の方が〇〇〇にございまして。もう1方は〇〇〇〇さん、こちら〇〇〇の方でございまして。こちらのお2方の農地がその該当に成っております。1つずつがまず10ページに、まず〇〇〇〇さんの土地ですけれども、地目は畑でございまして、現地が既に山林化してございまして、境界が何処かも分からない様な、谷の奥の様な農地でございまして。もう1方、〇〇〇〇さんの農地は14ページ以降に資料を付けてございまして、こちら同様にございまして、実際現地に出向いて、たまたまご本人、中尾良樹さんがその時におられたのですけれども、宇田川委員さん、松原会長さんともこちらの写真を付けてございまして、現地を確認して頂いたのですが、現況が写真のとおり山林でございまして、図面を見て頂きますと、切図の位置が、公図とあってない所もありますが、現況とあってない部分もありますけれども、実際には完全に林地化している所でございまして、これにつきましては、最終的には保安林指定という事でございまして、特段の支障はないかと事務局では思っております。ただ、山中達郎さんが実はまだ相続登記をされておられません、まだお亡くなりになった正義様のままに成ってございまして、こちらについては、今後、相続者の同意を頂く様な手続きをしていただく様をお願いをしている最中ではございまして。この件につ

いては以上です。

議長： 以上でございますけれども、担当委員の宇田川さんに話を覗きたいと思います。これは見て頂いて。

3 番： オッケーです。

議長： オッケーという事で、委員さんからもコメントを頂きました。2番目の分は私と宇田川さんが見せてもらいましたけれども、正にさっき説明頂いた様な形で、ポンポンと木が生えてしまって、酷い状況に成っているという事でございまして、これも目的に合わせて進めて行くしかないかなと思った所でございます。これにつきまして、何かご意見はございませんか。ございませんか。

委員： はい（全員）

議長： それでは、意見がございませんので、議案第2号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： 賛成ですので、議案どおり承認したいと思います。議事はこれで終わります、その他に入りたいと思います。目録に入っております様に、4、5件ございますので、よろしくお願ひしたいと思います。まず、最初に、先程も言いました様に、農地利用最適化の取組みという事で、天満課長にお越し頂いておりますので、ご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

天満： おはようございます、担い手育成機構の天満と申します、時々江府の農業委員会には呼んで頂いて場をお借りして覗く事も有ったかと思いますが。米子の総合事務所の4階に事務所が有りまして、農地に係る仕事をしております。農地利用の最適化と言う非常に始めてみたら大きな項目の中に入れて頂いて、びっくりした様な事でありませぬ。いろいろ有るのですけれど、今日は、一度、担い手育成機構がどんなことを考えながら、仕事をしているかなと言う事をお伝えしたいなと思います。担い手育成機構の仕事の窓口の方は、今それぞれ、全県ですけれども、市町村の担当課、それから中には公社のもありまして、石見の方等は公社の方にその業務の窓口という事で、地元との取組みを推進して頂くパイプ役をやって頂いております。市町村ごとに農業の状況もそれから過去の歴史から踏まえて、その成り立ちと言うのは随分違ってきています。落ち武者の郷から、海があつて、漁も一緒にやっておられる農家がある様な時代、それぞれ違う部分もありますので、機構がいきなり全権をどうこうという事が成

らない部分も有って、それぞれの時代の状況を踏まえた取り組みと言うのを進めて行くという事で、県や町とも話をしている所です。まず、ここ最近、うちの中や、市町村とも話をする中で、中間管理事業ってなんだろうと言う話をする時に、これってやっぱり究極は農業の多様な担い手を応援して、そのステップアップを支援することだろうな、大きい所は大きいなりに、またそこに至らない所は、それぞれの段階で、ちょっとでも経営を強くして、良くして行くという事が究極は中間管理事業だろうなと言う風に話をしています。国の法律からいけば、もっと単純な事として、農地の貸し借りの間に機構が入ると言う様な事ですけれども、結局農地を誰が使うのかという事に成ると、使う人が居なければ、農地の動きと言うか、中間管理事業にも成らない訳でして、私たちは、その作られる人をどうやって、使われる方をどうやって応援して行くか、その土台の部分にも、取り組みをしないといけないと言う風に考えております。貸し借りの手続きの事だけではなく、その下の背景、貸し借りに至るまでの所をいかに応援して行くかという事も考えております。多様な担い手と言う風な言い方をしたのですけれども、これもそれぞれの時代でいろいろ違ってしております。特に江府町は去年から町の、町としては、この方達にお会いしないといけないという事で、担い手さんのターゲットと言うか、をきちんと設定されました。それが、5反以上農地を借りて経営をしておられる農家、これを江府町では担い手と言う風に呼んで、そこに向けて施策も充実して行こう、それからその人たちが頑張れる仕組みを作って行こうという風に向かっておられます。江府町はそういうやり方もあります。他の地区では、例えば集落営農の組織を作って、そういう話を進めようと言った事や、仲間内でグループを作って、そのグループでやって行こうという人も含めてとか、新規就農者をしっかり受け入れて行こうとか、ここは色々ありまして、規模の大小、若いとか、年齢がどうとか、という訳ではなく、その土地のやろうとしている人を担い手と言う風に考えております。制度が始まって、26年から28年で2年半たって行く中で、それでもここがやっぱりポイントだろうなと、思う事が少し出て来ました、このポイントの所を皆さんと共有して行くという事が、ちょっと大きな言い方には成るのですけれども、最適化という事にも繋がるのだろうなと言う風に思っています。まず、そのポイントの一番大事な所は、地域とかと言う言い方で言いますが、自ら何とかしようという考える事、それから話をする事、これが一番要ではないかなと言う風に考えています。国の施策も色々あって、国際情勢も色々あって、する訳ですけど、国がどんなに良い制度を作ったとしても、例えば、じゃあ杉谷がポンと誰もが満足をする良い世代に成るかと言うとそんな事には成らないと思います、それからどんないい制度が有っても、じゃあ久連がどう、とか、俣野がどう、とか、この制度が出来ただけで何かがしかも解決されて、100点満点という事が成り立つという事には、決してなりません。例えば、小さい話ですけれども、うちの家も義理の父が、最近、足の具合が悪くなって、時々転ぶようになってきました、そういう様子を本人と私や家族と見たり、話したりする中で、じゃあこれお父さんどうしようか、そうだな、でもトイレに行ったり、ご飯を食べに来たりするのにちょっと危ない様ならよく転ぶ様

なら手すりを付けようか、と言う様な話をします、そうだな、手すりも付けないといけ  
ないし、この辺もちよっと片付けないと、また引っかかるような事も有るので、片  
付けようかとか、と言う様な話もします。家の中で手すりをどの辺の高さに付けよう  
とか、どこに付けようかという時にケアマネージャーさんとかに相談して、助言を受  
けてこうしようと言う事にします。それから介護の関係の良い制度が有るのだったら、  
手すりを付けるのに多少補助が有るのだったら、それを使って見ようかという事で町  
に相談したりします、そういう様な事で家の中でこうしようか、その負担はどうし  
ようかみたいな事もちよっと下の措置があつて、それから外に相談して、それに使え  
る制度はどうか、と言う様な事を考えてという事で、ほとんどの事はお父さんの状態  
を家が把握して、どうしようか、こうした方がお父さんはもうちよっと不便にもなら  
なくて良いけどと言う話をする事で、次が決まて行くと言う様な事に成つて来  
ます。その事と言うのは、結局家の中でもそうですけれども、やっぱり集落の中でも、  
あらこんな事があつてどうしようかと話をしてそれならちよっとこういう風に成つた  
ら良いなとか、ここを何とかしないといけないなら何か良い物はないかな、とか、ま  
あ町に相談したりとか普及所に相談したりとか、何か最初話をするところから、外に  
出して、それで助言を受けながら事を決めて行くと言う、そういう最初の取り掛かり  
は全て自分たちが何とかしようという気持ちで、そこから成ると思います。どんな  
施策が有ったとしても、やっぱりその所はきちんと、と言うか、動きが無いとどう  
にもならない事に成ると思います、中間管理事業も貸し借りの間に成るとか、管理し  
てもらえるとかという事で、例えば家で作れなくなった、そこだけの事で誰とも相談  
せずに、ポンと機構に出すと言った様な事があつたりすると、それは、逆に言えば、  
町がこれからどうしようとしておられるか、それから、今までどうして来られたのか、  
そこに簡単に答えて行くと、町としてのスタイルと言うか、江府町の農業と言うのを  
かき混ぜて壊してしまう事に成つたりすると思います。そういう様な事で、家や地元  
の合意、それから町との合意、そう言った物の中でいろんな事が動いていくという、  
これが一番大事な事だろうと言う風に私たちは話をしています。それから、今、施  
策も随分沢山出てきております、後ろに国の事業の概算要求の資料等を付けたりはし  
ておりますが、2枚目の表裏、ざっと見てもらったら、中間管理事業等に掛かる事、  
という事で例えば機構集積の支援事業とか、農業委員会の関係、と言った様な施策が  
有ります。それから、2枚目の後ろには関連施策という事で、農地の大区画化等の推  
進とか、耕作条件云々、これは基盤整備の関係の事業になります、それから、3と書  
いて有るのが荒廃農地等利活用推進交付金、これは農地の荒れたところを再生する事  
業になります。5番の経営体育成支援事業と言うのは、機械、施設等を入れるときの  
補助に成る事業という風になります。今、実はこうやっっている様な施策もあつて、こ  
れは国の事業ですけれども、県の事業もあつて、規模を拡大したいとか、機械を入れ  
たいとか、土地改良をしたいとか、そう言った物に結構対応できる様な施策が沢山出  
て来ています。こういう物を使うという事には、やっぱりどうしても点ではなくて、  
地元の話し合いとか、そう言った物が念頭にあつてきます、今、日南町の阿毘縁では、

暗渠排水等を入れてという事で国の事業に取り組むようにしておられます。その時に事業をすると言う事に成ったらどこをするかとか、それから改良をした農地を誰が使うのかとか、まさに人・農地プランと同じ様な話し合いを地元でされます。もちろん中山間直接支払い等の対象にもなって来ておりますし、ここに合わせて、中間管理事業をかませて、機構集積協力金と言う地元にお金が出る仕組みを受け取って、基盤整備の足りない所や対象に成らない所に当てて行こうと言う風にしておられます。また、同じ様な事でも基盤整備、中間管理事業と地域の取組みとそれに合わせたお金を地元で使う、農業振興のために使う、と言う様な事で行き組みをしておられます。こうやって、地元の話し合いと言う、人・農地プランと言う物に、そこに土地改良が必要だったら土地改良の事業を入れて、それから農地の集積の事で中間管理事業をかませて、またそこに協力金と言う物が受け取れるという事で、いろんな事が重なって、トータルとしてステップアップに繋がるという様な仕組みが有ります。点で今日私が思っている町に言って、イエスに成った、ノーに成った、そう言う点と点との取り組みと言うよりは、今はこうやって地域とか、施策を複数重ねると言う事がポイントに成っていますので、まずは所持を作るという所を意識してもらいたいと思います。事の成り立ちと言うのは、1人でどうしようと思っても、どうしても知恵が足りない所も出て来ます、さっきうちのお父さんの話でも、ケアマネージャーとかと言った様な事も言いましたけれども、多少外に相談したりすること、そうすると助言を貰って、新しい発想も出て来ると言う風に思っております。集落や地区の話し合いの中で、やっぱり地元を良く知っておられたり、人の関係、これも、親戚関係、家の中の仲が良いとか悪いとか、近所のどうか、その辺りを知っておられる農業委員さんと言うのがそういう物を踏まえた、もうちょっとこうしたら良いのではと言う助言をして頂くと、事がスルッと行きやすくなる事が有ります。農業委員さんには特にその辺り、地元の中の方からいろんな話をして頂くのが良いかなと言う風に思います。地元の説明会等で、町や県等が出掛けて行って色々な話をする事が有るかと思うんですけども、やっぱりわかってない事が沢山有ります、本当の所は、その時にここは注意する所、それでもこうではないですか、とか、間を取るとこういう事ではないか、と言う様な話をして頂くという所を農業委員さんにはお願いしたい所だと言う風に思っております。このような事も踏まえて、後もう1つは儲かる農業者を作る事、ここがほぼ大きな課題と言う風に思っています。地域の中の対応な担い手と合わせて、誰もが目標とできる方を作って行かないといけないと言う風にも考えています。今日皆さんに渡した物の中に日本海新聞の広告を1枚付けております。これは機構が日本海新聞の方にお願ひして公告を出して貰っています、今4つ事例として、県にこんな農業者が居られるんだよと言う方を紹介しております、これは、この後3回くらい載せる予定にしまして、それぞれに、こういう方を皆さんに知っておいて欲しいなど、こう言う所が有るんだよ、という事を知っていて欲しいなという事でご紹介して出しています。ここには大きい農家やそうで無い方も有ったりするんですけども、10月に次は予定しています。次回は、日南町の白谷を紹介する予定にしています。20



戸ほどの集落ですけれども、長い歴史の中で、江府町もしておられる所があるかもしれませんが、納税組合と言うのがまだ生きていて、プライバシーとかと言って辞められた所は多いんですけれども、月1回必ず、税金等を持ち寄って集まる場を持っておられるそうです。それをずっと続ける事で、地元の周りの家の事や他の事も皆で協力して何とかしようと言う意識にもつながって今は法人も作っておられます。それから、勉強会をしたりとかと言う様な事に取り組んでおられる事例を紹介しています。地元の話し合いと最初は言ったんですけれども、なかなか一長一短には行かない所もあって、そこには今白谷みたいな何十年の歴史もあって次に繋がっているという事が有るので、簡単な話ではないと思うんですけれども、では何もせずにこのまま置いて於いたら良いのかと言うと、進む道はやっぱりそこしかないと言う風に考えております。儲かる農業者のいろんなスタイルはあると思うんですけれども、参考に成る事例という事で新聞に添えて行きますので、また見てやってください。こうやって中間管理事業とか担い手とかと言う言葉を単語にキーワードにして行くと何が良いかなと、もちろん補助金の事とか有るんですけれども、地元として将来に向けてこうしようかなという見通しが誰も共通認識で持てる、単純に安心感と言うと薄っぺらに感じるんですけれども、ただそういう物が共有できるというのは大きなメリットと言うかそこが大事な所かなと言う風に思っています。機構では、そういう様な今の要点みたいな所を大事に、担い手育成とか中間管理事業とか農地の集積とかそう言った物を進める様に移行しています。あと、中にはちょこちょこ話はしたんですけれども、西部管内でこんな風な事が有るんですよ、と言うのを3番で纏めてみました。江府町でも今、下村さんそれから松原さんも含めて担い手育成の推進チームという事で、月に1回町内の状況を交換しながら、次は何をする、どこに何をしてもらおうかと言う作戦を立てるような会をもう既に持っています。西部管内のどこの市町村もそのチームと言う物が作られて、具体的に話をしながら、やろうという風になっています。集落、地元で話し合いは必要だとは言うんですけれども、合わせて、こちらの応援する方も、係る関係者の方も、勉強をしながらチームと言う話し合い、これは大事だと言う事で進んでいます。そこにも書いて有りますが、米子市ですと大規模農家の集積と言うのが出て来ておりますし、白浜土地改良区と言う所が土地改良事業、これは大きい堀の深さや土地改良事業に取り組まれたんですけれども、そっちの方でも集積率を上げると、土地改良の自己負担分の利子が下がると言った様な事が有ります。それに合わせて、中間管理事業を噛み合わせてやって地域に出るお金を活用しながら、例えば、土地改良費の事業をやったら上がるんですけれども、その多少工面に使おうかなとか、今色々考えておられます、改良区で取り組んでおられる事例としては、こういうのも有ります。それから市の方は、多面的機能維持支払、これも地域を面的に農地をとらえる仕組みですので、その話し合いを進める事が農地の意外な集積の話に繋がるという多面と合わせての出資金もいろいろあります。境港市なんかでは、白ネギで、7ha、8haと言った様な農家がこの度法人化をされました。それ以外に、若手の30代くらいのネギ農家がぼつぼつ出て来て、これが非常に仲が良くて「わしらもあの姿を目

指さないといけない」と言う事で非常に励みにしておられます。そういう目指す大きい農家があって、若い人たちがいて、そこに向かって行くんだというモチベーションがすごく上がって、活性化している状況が有ります。只ここは荒廢地が非常に多くて、農地がむしろ不足しているような事で、市の農業委員会の方は再生事業をしながら、そういった方たちに必要な農地を提供していく様にしないといけないという事で、ではどこから再生しようか、そのターゲットを絞るような調査をして、選定された様な所まで来ています。日吉津村では新規就農者とか、中間管理事業の担い手さんとか、そういったような方を個別に聞き取りをして、次どうしたいかとか、本当は何が課題かなという事を整理されました。その事自体を再生協の総会できちんと話をされて、村の担当課だけの話ではなくて、村全体の話として、皆で共有して、こういう事があるんだと認識をして貰う様にしておられるという事も有りました。南部町の話はさっき話した通りですし、日南では大規模農家がやりきれなくなられたという事も有って、そうなる農地が浮いてくるんです、誰がするかと、その再配分も入れての話し合いを、農業委員さん、普及所や町営で合わせて進めておられます。中間管理事業に上げておられると、何かあった時に、次はこっちの担い手さんに、次はこっちにと、話し合いに関係機関も入って出来るようになるので、そこはむしろ、出した方も受ける方も非常に安心なのかなと、これが対面で20兆分受けている耕作者が亡くなってその農地を返された地主はどうするかとか、返す方も心が辛かったり、非常にそこで混乱するんですけれども、中間管理事業等が噛んでおくと相對の話ではなくて、面的に共有して、ではどうしようかとの采配にも、手伝ってもらえとか、話し合いが出来るので、そういう事も有るなと思っております。日野町では、法人化もありましたし、松本洋一さんの所が法人化されて、中間管理事業の活用にという事で、付け替えをされたりもしておられます。後、農業委員会と議会とかもあまり農地の事を認識してもらってないなみたいな事も有って、一辺その辺の話しをしたり、勉強したりする場があるのかな、という事で計画をしておられます。今日はこんな感じで、ほんの入り口の話私を私コツコツとさせてはもらったんですけれども、江府の方も農業委員会だけで、なのか、もう少し広く、なのか、そこは考えないといけないとは思いますが、定期的に必要な勉強会と言うのを考えられると良いのかなと言う風にちょっと思ったりもしました。機構の窓口として、例えば下垣課長の所もありますし、農林局と言った様な物もありますし、いろんな人から、いろんな話を、いろんな切り口で聞いて見るといっても、皆さん全体の勉強にもなるかなとか言う風に感じた次第です。今日は憂鬱で漠然とした話ではあったんですけれども、私たちが信念を持ってしようとしているのはそういう事です、という事で、話をさせて頂きました。ありがとうございました。以上です。

議長： どうもありがとうございました。ご説明頂いたんですが、これにつきまして何かお聞きしたい事はございますか。

8 番： 今日の話聞いて、私自身認識を改めた所もあるんですが、従来の国の制度、県の制度も含めて、こういう事を、こういう風に考えて、こういう物を作りましたので、農家の皆さんこれに合わせてやって下さい、みたいなそういう流れがずっと長い間続いて来たと思っています。今日の話で、ところが、日野郡なら、日野郡の中でも、江府町の農業実態、地域農業のやり方と日野町、日南町のやり方は違うんだと、なぜかと言うと、農業と言う職業は、産業は、他の工場や商店と違う訳でして、1年中やろうと思えば、365日全部営業できますよとそんな物ではない訳です。土地の条件が違う、もちろん日当たりも違う、土壌が全く違う、昔から農業と言うのは適地適作という事をずっと言って来た訳で、その場その場、同じ町内であっても江尾を中心とする地域の状況と、山手、大山に近い所の状況とは違う訳です。そういう物を地域全体として、いわゆる地域農業として、将来にどういう形にして繋いでいくかと言う事に成ると、いつも思うんですが、そういう事を言われたってうちの制度に会いませんとする対応をされる訳です、行政から言えば、これは条件に合わないのはいけません、こういう風にしてくれればこれに載せますよと言う、地域の実態が違う訳です。その所を、地域の実情、そう言った状況をまずは最優先、と言う事を頭に置いてもらわないといくら良い制度を作っても何にもなりません。例えば、中間管理機構、良い制度ですよ、全体から見れば、しかし地域に合わない、例えば、岡野さんがこの地域に入って来ておられる、それで大根を作られる訳です、それはそれで良いんです、荒れた農地があって荒廃してはいけなからと言う事で作られるのは良いけれど、しかし大根と言う作物は、3年作ると大体障害が出ます、必ず連作障害が出ますから、そうすると3年後には他所から入って来た人は辞めて他に行ってしまう、この3年間は仮に荒廃農地が何とか防げたとしても、将来に繋がる地域農業には成らない、そこら辺の事を考えてやらないと、例えば、担い手育成、これも大事な事です、私も5、6兆分水田だけでやっています、これもやっぱり、中にはお金が儲かるかやっているんだろう、欲が深いからやっているんだろう、こんなことを言う人もいる訳ですが、そういう風にしないと地域の荒廃農地がどんどん広がる一方なんです、私は私なりにどこまでやれるか、荒廃農地をとにかく無くす為に、ある意味では儲かる、儲からない、は別の話で、将来にどうやって繋げるか、その農地をどうやって繋いで行くのかという事が頭にありますから、そういう意味では担い手育成をするのは良い事だと思います、ところが1つの集落で、例えば、担い手が2人、3人に成ったとして、前にも話しましたが、私たちの地域は山腹水路が当たり前なのです、周辺は山林です、そのまま投げたら必ず猪の集中攻撃を受けます、そこに行く農道1つの管理にしても、水路の管理、農道の管理、周辺の環境、これをまず伐採をして、そうしないと木が覆いかぶさってしまいます、一番奥の方の田んぼは、陰に成るので作物がなかなか出来ない、そういった事が全部絡んでくる、そうすると、今言いました様に担い手育成が仮に3人、5人いたとしても、とてもじゃないけれどそんな事は出来ない、管理が出来ない。

天 満： 言われる事はとても良く分かります。2人や3人でとても出来ない、1人や2人で出来る物ではない、そこで、じゃあ担い手さんや誰かが原動するにあたって、その人がやって行くのに必要な事は周りは、どうするべきか、という事を話をするのが、人・農地プランなんです。

8 番： だからそのリーダーを育成すると、リーダーに成るという意味では大事な事だと思っています、ところが、なかなか一辺に、それなら貴方に預けますと言ったら、もう年ですから、ほとんどの人が70、80歳で、まあ、あれに預けているのだから、という事に成ってしまいます。今おっしゃる様な事を話したいと思っても、もう年なので頼みますと、なかなか話し合いに成らない、そう言った実情がはたして県の職員さん、町の職員さんもそうだけれど、分かっているのかなという事はいつも思います。年を取られた人の中には、おじいさん、おばあさんのどちらかがいけない、という事に成ったらその人たちが持っていた、5反、6反は丸々投げてしまうでしょ。

天 満： もちろん今話し合いをととは言ったんですけれども、話し合いの出来る人たちを、出来かねる状況と言う、そういう事が有るのも分かっています。ただそこはまた別の考え方で向かわないといけないので、出来る所は、出来る様にやろうよ、そこがまず大前提、出来ない所、出来ない集落とその地区をどうするかは、また別で考えなければいけない。

8 番： 基本的に私が言いたいのは、地域農業は地域で守る、それが原点だと思っております。農地も含めて、さっきの松本さん、江府町内に入って来ておられますから、部分的ではあるけれども、しかし、そういう事をやると、地域でまとめるという事が段々出来なくなって来る、それでなくても近年、個別化、個人化、そういう物が社会的に進んで来ていますから、地域の中でもなかなかそれが出来ない、にも拘らず、他町村からそういう人たちが入って来るという事に成れば、ある意味での危機感を感じます。このままではバラバラになってしまわないかと。

天 満： その危機感と言うのも大事な事だと思います。そういう時だからこそ、手間が掛かったり時間が掛かったり、面倒かもしれませんが、しないといけない事と言うのは有るのではないかと。

8 番： 私の地域では、かろうじて維持していますけれども、今言った水路の管理、共同作業、うちらで言う出役という作業ですね、

12番： 会長さん、時間的に佐藤さんの発言は、毎回聞く発言です。今日の予定もあるでしょうし、後の話も聞いたり、総合的に地域は地域、或いは町は町で、具体的に何が今必要か、と言う様な事は、町で、天満さんは県の方で、機構の方で受ける方でしょう、

使用する方、地域がどんな風に考えて計画を立てたりすることを聞いたりして、後の話し合いを進行する様な時間配分にしてもらえないでしょうか。

13番： 今上前委員さんが言われた通りなんですけれども、私の地域の実情を申しますと、確かに皆でいろんな角度で地域の人達と話し合っているんです、今後の農業はどうするかと言う事で、今までの農業を通して地域が活性化している訳です、そのままだったら崩壊して上の原団地と言う所ですけども、このままでは荒廃して行きますが良いですか、と言う事を話し合っている訳です。その話し合いの中でも、長老の方で意見の強い方が居られます、その意見の強い方がもう少ししたら弱体化しますので、その辺を見計らって、これからは地域皆で、リタイアする人が居ますから、一応話し合いは進めている訳です、その中でいずれかは法人化に持って行くわけですけども、法人化に向けて話し合いをする中でもいろんな問題が出て来る訳です、取り敢えず町の末次さんと話し合っていて、11月頃勉強会という事で意見を聞こうかと、今そういう状況で進んでいる所です、それが今の私の地域の状況です。みなさん危機感を持っていますので、これから何とか制定しようかという気持ちは持っている所です。そう言う所ですので、支援、応援よろしくお願ひします。以上です。

天 満： 素晴らしいと思います。

議 長： 町の話も出て来ましたので、町を取組みを若干説明願ひます。

農 林： 農林産業課の下村と言ひます。町が機構の方から中間管理事業という事で、委託を受けて、窓口としてもやっております。昨年の27年度から本格的に取組み始めた所なんですけれども、昨年の27年度から今年度までのうちの中間管理事業の取組みと言ひますか、中身の方を私の方から説明させて頂ければと思ひます。資料としてはカラーの中間管理事業のパンフレットと資料1のNo1と言う公募者の一覧表と書いて有ります、この2つで説明させて頂ければなと思ひます。カラーのパンフレット、1枚めくって頂いて最初のページですね、中間管理機構を使った農地の貸し借りが図で簡単に纏められていますので、こちらの方で説明したいと思ひます。農業委員さんの中でも普段議題の方では上がっていると思うんですけども、経営基盤強化法の相対の貸し借りの間に中間管理機構と言う物を、間を通して機構の方で担い手としてやると手挙げをされた方に農地を機構を通してお貸しすると言った制度、農地の貸し借りの制度に成っております、そういった事でいろんなメリットも出て来まして、農地の賃借料を機構の方に一旦纏めて支払すれば、機構の方からそれぞれ農地の出している方の口座にお支払いします、まとまって経営の活動が出来ます、いろんな国や県の事業が中間管理機構を通して貸し借りをした人を対象として、宮市さんを対象として進めて事業が新たにどんどん出て来ているので、そういった事業に乗れるという事です。次のページをめくって頂くと、農地の出しているのメリットという事なんですけ

れども、機構を通すと出し手さんだったりとか、地域の方だったりとかに、機構集積協力金という事でお金が出る場合もあります、そう言った物を使えたり、と言った事もメリットが有ります。という事で、次は資料1のNo1という事で、では町内の担い手さん、手挙げをして貰った担い手さんはどれくらい居られるのかと、後はそう言った集積協力金はどういった事に成っているのかとか、後は、担い手さんの方まで農地が行かず、今機構の方で久連の農地を管理してもらっているんですけども、その状況はどうなのかと言う所をご説明させてもらおうと思います。資料1のNo1の最初の所なんですけれども、公募者の一覧表という事で、これが今現在うちの町内の、任地だけしてもらった担い手さんです。上の方が岡野農場、ローソンファーム、大根屋、永井さんという事で、岡野農場系列の方々なんですけれども、この資料の真ん中あたりの、平成28年9月8日時点の借り受け面積が実際には借りて居られる面積です。ですので、機構を通してと言う所だけ、0.8ha程転貸は借りられておられませんが、後は、これ以外にも機構に預けてそこから転貸して、と言うのもあるのですけれども、今回はこれには載せておりません、法人宮市さん、長尾保さん、伯耆町の伊藤さんと言う方、竹内敏朗さん、奥田和廣さん、渡邊俊一さん、法人かがやき、日野の松本洋一さんの株式会社優裁さん、と言う所が一応手挙げをされていて、それぞれ借りられている所があったり、まだ借りられてないと言う、そういう状況です。主には、法人宮市さん、渡邊俊一さん、法人かがやきさん、株式会社優裁さんは本当の貸し借りは正式にはまだないんですけれども、そこら辺も大きい面積を借りられようと言われていています。下の方で、機構集積協力金一覧という事で、これがメリットの部分なんですけれども、すいません資料をちょっと間違えておりました、左上の図が機構集積協力金と書いて有るんですけれども、地域集積協力金に直して頂いて、機構集積協力金の中の地域集積協力金な物で、ちょっと間違えておりました、それで、地域集積協力金の実績としましては、27年、宮市集落の方で取り組まれておりました、宮市集落の地域面積30haに対して30%程法人宮市さんが集積されて、10a当たり2万円単価の180万程、地域にお金が行ったという実績です。後28年で、今後の予定なんですけれども、杉谷集落も予定しておりました、地域の面積27haに対して、28%の7ha法人かがやきさんと後渡邊俊一さんの方が借りられて、単価はちょっと落ちるんですけれども、10a当たり1万5千円、合わせて109万円程が杉谷集落に行く予定に成っております。後下の方なんですけれども、こちらが、地域ではなくて個人さんの出し手に出る集積協力金でして、担い手に手上げわれている方の隣接地を10年間機構に出されて、担い手さんが借りられてと言う事でしたら、出し手さんに出る物でして、これが27年に1件、小江尾の佐々木忠彦さんの所なんですけれども、法人宮市さんの隣接地を10年間出されたので、0.2ha程ですけれども、4万円の交付金をお渡ししております。1枚目としてはこんな感じです。はぐって頂いて、2枚目、こちらが担い手さんの方まで行かずに、現在機構が27年から3年間、耕運と草刈りと、管理してもらっている土地の情報ですけれども、更に捲ってもらったら地図を載せております。久連の機構が管理されている一覧ですけれども、27年

当初は12枚ほどありまして、現在に至るまでの中で、27-4とか、水下春美さんが出されていたんですけども、自分で作ると言って本人さんの元に戻ったり、後27-5~9の所で、竹内敏朗さんが担い手に手挙げをされて、自分が作るという事で借りられている農地もあります。それ以外の所は今年も機構が管理しておりまして、上の方は柿原の奥田和廣さんが、下の方の農地は竹内敏朗さんがそれぞれ草刈、耕運を3回ずつという事で機構から委託を受けて管理をされております。今現在のうちの取組みとしては、この様な事に成っております。以上です。

議長： 江府町の実情をお話し頂いたんですけども、他の町と比べてどうかは分かりませんが、それなりに動きが出て来たと言う風な事が分かったと思います。これについて何かございませんか。

農林： 写真は今管理している所です。竹内敏朗さんに貸したり、水下さんに戻したところは写真には入っていません。

8番： 1件良いですか。出来ないんで機構でお願いしますとか、或いは個人の方、担い手さんをお願いしますとか、良いんですけども、実際やって見て思う事は、結局出してしまえば、1から10まで全部、貴方にお任せしますと言う形になっている訳ですね。

農林： 機構が間に入るとそういう形になります。

8番： 機構が相手だからどうのと言っていたけれど、例えば個人たいして、これでは受ける方は大変、例えば、田起しから始まって、田植或いは稲刈りは私がやりましょうと、仮に受ける方ですよ、という話は合っても、普段の管理、畔刈とか井手の管理とか、或いは水の管理、そういった事も1から10まで全部あなたにお任せしますがどうですか、と言うならばはっきり言って受けられない、そこら辺の所が、ある意味もう少し融通が利く様な形、そこら辺の所は対応して貰わないといけない。

農林： そこら辺の地域の話もして機構を挟んでの貸し借りは、宮市さんとか杉谷さんとか、地域集積協力金を貰われている所はそういう話は大体出来掛けているので、そういう形です。

8番： 行政の方としてもきちんとして貰わないと、例えば、井手の管理、出役は地主さんにも出てもらいますよと、そうしないと管理は出来ません、そういう事も含めて、もうちょっときめ細かくそれが出来やすい形を町なら町として、或いは県なら県として、考えて貰わないと、そういう意味ではまずは現場を最優先にしてという考え方でやって貰わないと、そんな話には乗れませんという話になってしまいますから。例えば中

間管理機構はもろ少ないでし、そういう所が地域の現場と制度とが中々噛み合わない、という事に成っているという事。

天 満： 中間管理事業で貸し借りする時に、耕作者、受けられる方と、地主さんとの間で最後覚書みたいな事をするんですけども、耕作者の方、例えば、こういう事はやって欲しいなと言う事があつたらそれを一旦地主さんにお伝えして、どうしようかという事で、合意の取れたところで、印鑑を貰う事にしているので、点の話だとそう言う様な話もしています。言われる様に、その地区の井手の出役は地主ですと言う事にしないと稲を作って貰えないのでそうしようという話、そういうのは、人・農地プランという事で、町や関係者でそう言う話を進める様にしないといけないなど、そこはすごく認識しております。ありがとうございます。今も大事な所です。

議 長： 中間管理機構、担い手に出して、国のお金で、管理で3年間に成っていますが、その間に担い手を見つけなさいという条件付けに成っていますが、なかったらこっちに帰って来る訳ですよ、その時に成り手が無かったら、2回も出すわけにいかないのだから、そうなる荒れますね、非常に条件の悪い所が出るんです、1度あるんですけども、農家の人に短期に出してやってくれと言ってもまずしません、担い手の体力もないし、受ける方だって整備してない所は受けないと思います。そこを担い手の方が事業主体に成って代わりにやってもらう事は出来ないんですか。整備のできていない条件の悪い所とか。

天 満： その件ですけども、将来使える農地に成るのであれば、そこはあるかも知れませんが、事が全部既存の事業に乗っかっている話なので、機構が主体となって、今まで全くない事業を作つてという所まではなかなか出来ません。

議 長： 例えばこの資料の中に、耕作条件改善事業とかありますね。これは補助事業ですね。基盤整備でしょう。

天 満： 基盤整備ですね。

議 長： 補助事業だから相当負担が掛かるんです。何パーセントか。全部町村止まりで強化負担の無い様にしてくれたら良いんですけども、今の制度では掛かるんです。そうすると、今の農家の人に、出すために、あなたの所は整備して出さないと言ってもまずしません、まずしないです。

天 満： そこで、自己負担の分を地域の取組みにして、協力金をあげながら、それを当てて、負担を減らしながら、という様な事で、施策をむけて、自己負担にされているんです。



議 長：そこは難しい所なんですけど。だから、マッチングさせるための条件として、担い手の方が事業主体で整備をしてくれたら、マッチングも上手く行くんです。条件の悪い所を整備して、貸し手も借り手も出て来ると、条件も良くなったので借りようかと、出て来るんです。

天 満：ご意見と言うか、言われる所は分かります。基盤整備を全く自己負担なしで、やって良いのかどうなのか、いろいろな事も有りますので、どうにかしたいとは思っています。

議 長：小さな、小規模な分としたらさんぷしりょうという事で3年前に、大きな整備なら無理だと思います

天 満：基盤整備も機構でも出来るんですけど、基本的には土地改良区や町の所と相談しながら、どうしてもそっちが主体に成れないという時には相談してという事で、やっぱり出来るだけ地元の取組みと言うか、地元を優先してと言う風には考えています。只、話の仲立ちが主体になる事も出来ない事はない、出来ます。認識しています。

議 長：ぜひやって欲しいなと思います。確かに地元で考えないといけない問題ではあるんですけども、中々今体力がないです、皆、町も含めて。

天 満：そこはやはり地元とのキャッチボールと言うか、地元の話が無いとうちは入って来られないので、一緒にやりましょうという事で。

議 長：他にございませんか。

6 番：農業委員会でも、しょっちゅう話が出ている様に、江府町の農地の守って行くべき所と、もう守らなくて良いという所をはっきり分けないと、人口が、1800人だ、1500人だとなって来るのに、担い手がどうの、こうの、言っても駄目なので、ここは守るんだと、この地域だけは町を挙げて守るんだと言う所を極めて行かないと、山間の1つしか無い様な田んぼをいつまでもこだわっても、町としても、中間管理機構にしても、国にしたって、無駄な事だから、そういう所を頑張って作っている人に、そういった良い所があれば、作って頂く様な事を率先して行かないと、いけないと思います。山の方も、佐藤さんが言われる様に、陰で今月辺りから全然日が当らなくなる様な所がたくさんあります。そういう所まで、何時までも作るのかとはっきり、放棄地を、農地パトロールをしている時に強く感じるのはそこなんです。その辺をこれから考えて行かないと、どんどん人口が減って来るのに、年は取って来るのに、うちの土地だからと言って無理をして変な土地で作ってと、そういう事は辞めて、こっちを作らない人が居るので、こっちを作っては、と言った事を町としてもどんどん進めて行かないと、水路の管理からいろんな管理から方大変だとは思いますが、そういう

方向に持って行かないといけないのでは無いのかな、特に神奈川地区はそうなんです。家の側に1軒だったり、とんでもない所に1つ田んぼがあったり、そこを作っているのが現状で、ちゃんとした、洲河崎とか纏まった所、そういった所を守って行きますよと言う赤線を引いて、やって行く方向に今後考えないといけないんじゃないかと、しょっちゅうこう言う会議やいろんなところに出て勉強会をしてもそう思います。

天 満：　　すごく大事な事だと思います。それを誰が線を引くかと言うと、町がボンと線を引ける物でもない。

6 番：　　だから地域で、皆で相談しながら。

天 満：　　そうですね。そう思います。

議 長：　　その地区で、住み分けと言いますか、はっきり、例えば圃場整備をした所は絶対守るんだと、後の所は仕方がないと言う感じで行かないと、何でもかんでもやりましようというのは無理ですから。

1 3 番：　　1つだけ。確かに農地中間管理機構、こういう中山間地では出してもメリットが沢山ある訳ですけれども、受けての方、担い手の方のメリットをもう少し全体的に見直されたら、また変わって来る様な感じがするんですけれども、その辺も、すぐには出来ないでしょうけれども、それは今まで沢山言われているとは思いますが、それを痛感します。

6 番：　　それは、米子市の田んぼの農地と、中山間とは全然違う、佐藤さんの言う様に、そこと同じ様な補助金制度にしたって、どうにもならないです。

7 番：　　それと、中間管理機構に出しても良いんですけれど、仮に江府町で、美女石で出しますけれども、機構は受けますかという事に成れば、機構も見て、圃場整備はしてありますけれども、厳しいという面が出て来ませんか。

天 満：　　それはあるかもしれません、

1 2 番：　　具体的に、私が管理している所でも1兆位あります。管理機構に出したけれども受けられない。

天 満：　　そこがさっきも言われた通り、守るべき農地かどうかという所なんです、そう言う守るべき農地はやっぱり、うちも扱っていかないといけないとは思いますが。それは基盤整備も含めて。

1 2 番： 守る兵隊が集落に居ないのに、高齢者に成って、そういう所はどうするんですか。

天 満： そうです。

1 2 番： それで、どうされる。天満さんに言ったって、町がどんな絵を書くか、五丁目の農業を、どんな風に絵を書くか、あっちに一反、こっちに一窪、どんなに分散していることも無い、それを町は集約するの。

6 番： それこそ地域の人と相談をしないといけない。

事務局： 集落の方との話し合いに。

1 2 番： 具体的に言ったら。

7 番： 小江尾の一番良い所が草茫々で荒れているのに、それを機構に出しても、見て貰えないのでは。

1 2 番： 小江尾だから、五丁目だからではなく、農村が崩壊して行っている。

8 番： 条件が、皆さんがおっしゃる様にそうなんです、それが本当の実態です。もう1つ言いたいのは、労力が無いというのが頭にあるのかなと思います。労力が無いんです。例えば、こんな条件をよくしましたので、担い手さんが受けてくれれば、条件が良くなりましたので使ってくださいと言っても、本人に労力がない、私自身も目いっぱいです。これ以上いくら言われても、もう駄目です。そこら辺の所を担い手の育成も大事かもしれませんが、ただ、担い手が出来たからこれで安心という事には絶対になりません。これをどの様な形でカバーして行くかを考えないと、労力が無いので。

天 満： 分かりました。皆さん、結局、向かっておられる気持ちは、すごく通じるというか、同じ方向に向かっておられるという感じはあります、農地の方も良くしていかないといけないし、使える様にしないといけないし、使える物は何とかしないといけないという、そこは凄く共通認識としては有ると思います、そこを今度個別の小さい所でどう引っ張って行くかという事は、相談しながら、させて頂きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長： どうもありがとうございました。貴重な意見も出ましたし、いろいろ為になる話も聞かせていただきました、次の農業者等との意見交換会とも関連しますので、次に進めさせて頂きます。今日はどうも有難うございました。

それでは、資料2の農業者等との意見交換会（案）について、説明をお願いします。

事務局： 資料1の補足で、今日資料を付けさせて頂いていますのが、資料1の2と言う事で、担当委員さんにはそれぞれの地区の、利用権設定の更新時期の来ている資料をお配りしております。先般、見山委員さんの方から、利用権設定の更新時期の情報を私たちにも流して欲しいと言うご意見もありまして、この度、こう言った中間管理機構のお話も含めて、今年の12月31日から来年の3月31日までに更新に到達します、利用権設定の一覧を資料1の2という風に付けております。この中で、色が網掛けでしてあるところが、右手にある借受人指名、法人さんとか、松本洋一さんとかあるんですけども、それが担い手育成機構に手挙げをされていていらっしゃる、担い手の方が網掛けでしてあります、それ以外の方が、今まで通り相対でされていていらっしゃる方になります。これは資料提供だけで、今後お話をさせて頂ければと思います。続きまして資料2の方をご覧頂ければと思います。農業者等との意見交換会（案）についてという事でございます。これにつきましては、鳥取県の農業会議の方からも、来年2月までに実施状況を報告して下さいと言う、2ページ以降に全国農業会議所の資料のコピーを付けておりますけれども、報告しなければならないからするという事ではなくて、資料2のかがみの方にも付けておりますけれども、この度の法改正に伴いまして、農業委員会の建議が廃止となりました、新たに38条という事で農地利用最適化、先程議論いただいた様な事について、企画立案、関係行政機関等に改善についての具体的な意見を提出しなければならないという風に、建議が変わりまして、こういう風に成りました。その為には、当然なんですけれども、農業者の代表の方と、そう言った物を吸い上げないと、最終的には出来ないという事も有りまして、この意見交換会のやり方をどうするかと言うのは今後、来月の総会でまた詳細を詰めて頂ければ良いかなと思うんですが、出来れば1回以上は、例えば町の議会がここで住民さんを集めた意見交換会をいう物をされていますけれども、そう言ったやり方が良いのか、全集落に出向いてやるのが良いのか、ここでは案として各校区毎にさせて頂くと言う様な案をさせて頂いていますけれども、そういった事を出来れば計画させて頂ければ事務局の方では考えています。もう1つこれに合わせて、来年の7月に皆さまの農業委員会の員の任期が切れるんですけれども、新たに農業委員会制度に移行いたします、何回もご存じのとおり、公選制に成って更に農地利用最適化推進委員と言う新たな方を農業委員会が委嘱しなければならないという事に成っています。これらの事について町報には出してはおりますけれども、住民さんに例えば説明とかはしておりませんで、この意見交換会に合わせてそういった事もお話しできたら良いのではないかと、事務局では思っておりまして、意見交換会のテーマは私共が勝手に書いたものですが、今まで問題になっている高齢化・担い手の農地維持をどうしていくかと言う様なテーマでも良いかと思えますし、今後の集落営農についてでも良いかもしれませんけれども、テーマを考える様にしましても、やり方とか詳細はまた今後、1回だけにするのか、集落毎にするのか協議をしてもらって。

- 6 番： 地域毎が良いのでは、ここに書いて有る様に俣野とか美用とか貝田とか大きな集落は1つだろうし、神奈川だったらみんな一緒だろうし、と言う様な事で混ぜてもらって、ここでしたって江尾の地域の人と大満の地域の人とでは考えも違うだろうし、それこそ地域をどう守るか、なので、地域毎にやる方が良いのではないかと思います。松原さん、この間、中山間地の総会に出てもらって、ああいった事で皆がどんなに困っているか分かったでしょう、農業もしないといけないという事が出て来たのと一緒で。
- 8 番： ここに出された事、これは大変重要な事で、必ずこれをしないと先程からの話ですけれども、地域の農業は壊れますから。大事な事なんです、前から、たまたまでしたけれども、地域農業の再生協議会、私もその役をしておりましたから、農業委員会にも度々その話を持って出させてもらいました、直接農業委員会とは関係が無いと言えればおかしいけれど、再生協の関係でこうこうですよと言う話を度々この会で何回もさせてもらいましたが、1つ考えておかないといけないのは、何のための再生協なのかその辺をただ単に農業委員会でこれをしましようかという事でやっても、なかなか結論は出ない、方向性も出ない、どっちが中心になるかは別として、再生協は今長岡さんがやっていると思いますが、そこら辺との話をして、農業委員会はもちろん再生協の中の重要なメンバーですから、農林課もその中に入っている訳だ、農協も入っている訳だ、農協は現場ですから、その3者を中心とした、それには担い手さんとかいろいろな法人さんとかもちろん入って行く訳だが、そこら辺の全体の中でやらないと、農業委員会の中でいくら議論をしても結論は出ないと思います。そこら辺を考えて頂きたいというのが私の意見です。
- 13番： 今の事と関連はするんですけれども、結論は出なくても、どういう方向とか、これから農業者の方に伝える事はたくさんある訳です、さっき事務局が言われた、選挙制度が変わるとか、農地中間管理機構でこういう意向で進んでいますとか、人・農地プランとか沢山の事を農業者の方と膝を交えて話し合えることが沢山ある訳なんです、そこである程度意見を吸い上げて、場合によれば建議に繋げる方向に持って行ったり、いろいろな事で方向性が見えて来る訳なんです、取り敢えず3、4年前からこういう意見交換会をして行こうかとい話は有った訳なんです、是非これを機会に地域で話し合いを進めていく様な形を是非希望します。
- 8 番： 今おっしゃることは大事な事ですが、再生協と言う組織がある訳です、その中である1部分を、部分的な所を農業委員会は受け持ちましょう、その役割は、その話は分かるんですけれども、今の話はこれからの地域の農業をどうするかという話ですから、言ってみれば全体の話なんです。端的に言いますと、今までの農協の座談会は、農協座談会です、今おっしゃる様に農業委員会の意見交換会、農協の座談会、

行政は行政でまた別の事をする、こういう事ではいけないという事で再生協が出来ている訳です、農協の地域座談会も含めて、その名前を辞めて、いわゆる江府町農業地域座談会とか、意見交換会とかそういう風な形に持って行くのが良いのではという事を言いたい、その中に農業委員さんとして川上さんどんどん出て意見を言えば良い。

議長： 佐藤委員のおっしゃることは良く分かります。組織的には前から思っているんですけども、再生協議会はみんなが集まった組織なんです、それが今まであまり議論をしていなかった面も有りますので、全体的にはその流れで良いとは思いますが、今回は我々の持ち分と言うか、農業委員の制度も変わったし、農地パトロールをしているのも我々ですから、農地パトロールの実態で、耕作放棄地とか遊休農地が分かりますよね、それを成りたてるのは我々主体でしないといけない事で、後どうするかという事を皆で考えないといけない感じだと思います。

8 番： 皆掛かりでしないと絶対に解決しないと思います。

12番： それで私も再生協の総会と言う案内があつて、出席をしたんです、佐藤さんが会長で、役員の方が農業委員の会長だったのか、議員さんやら、役員会が予定の総会の開館時間を10分も20分も過ぎて、やっと役員会が終わって、それが出た、それが出て議題をしたら、皆異議なし、異議なし、何も協議するとかそう言った総会では全然なかった、なぜそういう総会が、佐藤委員が今の持論を言えば、再生協も具体的にいろいろと討議をすべきだと、提供すべきだと佐藤さんの論だ、佐藤さんはその場の会場にいた時にそういう事が出来なかったかと言う、何だったかという事をあらわないと、同じ様な結果に成らないかなと、佐藤さんが経験した体験はネックがなんだったのか、達成できなかった、討議できなかった問題はこうなんだと、これを改善したらこういう具合に成るんじゃないという提言が欲しいなど。

8 番： 私も田村さんからご指摘を受けましたから、役員会と総会とは日をずらして、という事でその後の対応はしましたが、それはそれで分かります、おっしゃる通り、だけど、例えば農業委員さんが自分たちは再生協のメンバーだという事を知らない人が全員ではないか、そんな中で議論が出来ません。これを何とかしないといけないという事で、さっきから言った様に、農業委員会の中で申し訳ないですけども、再生協の立場で状況は少なくとも知っていてくださいと何回も言って来たつもりであります。そこら辺の自覚と言うか、自分たちは今こういう立場に居るという意識がほとんどない、私はその事をここでずっと思ってきました、だから意見なんか出る訳ないでしょ、再生協は農業委員会とは関係ないと言う様な感じ。それでは困ります。

12番： 再生協の出番は、会長が再配分の会の時に説明するだけ。

8 番： 従来そうでした。

議長： 私もこの間出させてもらったのですが、再生協議会と言う素晴らしい組織があって、大変皆さん集まって建議をされるのは良いんですけど、どっちかと言うと配分の事ばかりで、将来の江府町の農業はどうするんだという話は抜けているのではないかと、いう話はさせてもらって、やりましょうという話には成ったんですが、なかなかそこまでは。

8 番： 農協の意識もそうなんです、再配分会議が再生協の会議だと思っているから。農協の職員も。

事務局： 再生協のそういう話は、会が大きくて頭に偉い方が多いので下部組織と言いますか、江府町の農業の未来を考える会を5月に立ち上げまして、そこで再生協で議題になる様な、先程言われたような問題をよりコンパクトに、その下部組織を立ち上げかけて、2回目の会をその後開いて無くて停滞しているんですけども、今そういう動きもしておりますので、先程言われた様な意見交換会も実施体制をどうするかと言うのは、出来れば皆さんの今日の意見で意見交換会をすると言うのを決めて頂ければ日程とか細かい実施体制についてはもう少し関係機関とも協議させてもらいながら、次回具体的な提案をさせて貰えればなと思いますが、如何でしょうか。

農林課： 再生協の会でも確かに今まで転作の関係をこれまで扱ってきました。1月の総会で今年の事業計画と言う事で、例えば農業委員会で集落に出て廻りましょうとか、機構集積金杉谷が取り組ますとか、そう言った地域の取組み、こういった事が有りますとか、今度の総会でもきちんと報告なりなんなりはしようとは思っております。ちょっとずつ変えて行って総会の先で。

8 番： 私が思うには、貴方たちがしてくれないとなかなか纏まらないと思います。

12番： ちょっとずつと言って、早くしないと私たちは先が短いから、明るい話を聞かせてください。

農林課： 次の会は転作以外でも。

局長： 資料にも、実施体制の所で、農業委員さん、役場、県農業会議、県、JA、農業公社、これが要は再生協の会長さんという名前ではないんですが、そういう形で今後やって行けたらと言う風な意味合いですので。その辺をご理解いただけたらと思います。

事務局： まだ関係機関とも協議しておりませんので。

議 長： 事務局の方で再生協とか農業者とか調整を図ってもらってどんな形でやるかと言う検討して貰えますか。それを単独で我々の立場、農業委員会の立場で言うと農地パトロールの結果を皆さんに知らしめると言う様な形ですけど、全体的にしないと。

局 長： どっちにしても、これだけしても行くところはJAの営農はどうかとか、そういうのが絶対に出て来ますので、農業委員さんなり町だけではどうしても対応が出来ません。

8 番： 農協座談会とかしているけど、毎年同じことばかり。上前委員の言われる通りです。

12番： 取り敢えずやると言う事で、進行して。

局 長： 方向性を認めて頂いて、詳細は今後皆様と協議させて頂けたらと思います。

議 長： やり方は今後検討して頂いて、次回の総会位には案を出して貰って、もう1つ、新たな農業委員会の組織体制等について、これは資料3、実は先般新しい町長の方に行政と言う形で資料を出して説明をしております。本来総会の中で決めて貰った事として、農政部会の一三委員さんも行ってもらいたかったのですが、入院中だったもので私と事務局で行って、白石町長に話をしてきました。前町長の竹内さんには4月の総会の時に新しい制度に則った検討は諮問会議、別の検討会を開くという事を言っておられましたけど、白石町長は農業委員会の案で良いのではないかと言う様なニュアンスでした。それは議会に掛けられる話ですので、どうされるかは分かりませんが、江府町の案は2ページ目に書いております、農業委員会の申請した案はこの間議論して頂きました様に、現在の農業委員13名につきまして、検討案で農業委員としては11名とするという事で、10名プラス1名と書いてありますが、1名は中立的な立場の学識経験者と言うか農業者以外の方も入ってもらう必要があるという事であげております、10名の中には女性の方も入って貰わなければいけないという事で、なかなか人選は難しそうでございますけれども、女性は10名の中に入るという事で農業委員は11名、それから最適化推進委員さんは、農業委員が委嘱するんですけれども5名という事で合わせて16名で運営を計って行くという事で、13名を16名でやるという事でございます。3ページに報酬の方を書いてありますが、報酬が現行通りで変えないと、据え置きしましょうという事で言っています。日南町さん辺りは全部1万円ずつ挙げられている様ですけども、うちは据え置きという事で、それから最適化推進委員さんも農業委員と同額という事でどうでしょうかと話しております。町長さんがどういう判断を、議会もありますのでどういう風に判断されるかは分かりませんが、それともう1つ四角で囲んでおります様に、農業委員会の出席の時の費用弁償と言うのが24年度から無くなっておりまして、これはぜひお願いしたいという風



に言っております。農地パトロールとか、何もなく今はボランティアでやっておりますので、やはり日当的な費用弁償はお願い出来ませんかと言う話は町長に言っております。後、資料をたくさんつけておりますが、これは県から来た分で、一番最後の、11ページの大きな紙にしておりますが、これがバックデータに成ります。地域をいかに網羅するかという事で、委員さんの数と面積とかそれを関願して増えましたと言う風な説明をしております、これで議会に説明されるかどうかは分かりませんが、我々の考えはこうですよと言う話で町長には了解を頂いたところでございます。以上でございます。この件につきまして何か。

事務局： 後12月の総会の時に町長に来て貰って意見交換会をする

議長： 町長といろいろ話をしている中で、我々の総会の時に来て貰って意見交換をしようではないかと言う話をしましたところ、なかなか忙しい様でございまして、総会に必ずしも合わせて来られるか分からないけど、12月位には皆さんとお話が出来たらという事でございましたので、日程調整はしなければいけませんけれども、いずれにしても来て貰うと、単に来て貰って話すのではなくて、我々が、佐藤委員も以前におっしゃった様にテーマと言うか何を、建議はないですけれども、建議に代わる様な何か、ポイントを決めてお願いしますと言う様な陳情をしないといけないのかなと思っておりますので、次回の11月の総会の時にはある程度テーマを決めておくと言う事で、それは農政部会に何をテーマにするか、お願いするかを検討しないといけないという風に思っております。予算の関係はありますので、12月位には町長に、ひょっとしたら予算の伴うお願いに成るのかなと、お願いしておかないといけないと思います。私の方の頭に1つ有りますのは、今試験をしております、センチビートの植生と言いますか、草刈をしなくても良い様な、県が今モデル的にやっておりますけれども、あれを徹底的にやらないと、草刈が一番大変な業務に成って今、年寄りですから大変な話でそこら辺も町長にお願いするかな、県にも当然して貰わないと、とは思っておりますが、制度的に固まらない物ですから、例えばうちの担い手は5反以上作っている人には4千円、町単独で出して貰いましたね、建議をして、ああいう形でも是非お願い出来ないかなと言う事を今考えているのです。これも1つかなと思って。

12番： 1つだけ。費用弁償で、かつて24年まで有った費用弁償、廃止と言うか中止に成ったという事で、復活、議会の方はどうでしょうか、議員さんの費用弁償は出ている。

事務局： 議員さんと行政委員の委員さんは、監査委員さんと教育委員さんと農業委員さんはひとくりに成っているんですけれども、この行政委員の中で教育委員も実は出ていません、議員は調べては無いんですけれども、後、監査委員さん、毎月2人程、委員ら1人と後民間の方が1人、2名の監査委員さんがいるんですけれども、この監査委

員さんには費用弁償は出ています。これは毎月監査が役場の方で、役場の執行状況をチェックするため、

8 番： 議員さんには議員活動費が出ているので。

13番： 今上前委員が言われたのは、私も竹内町長の時に、前も言いましたが、議員の方も費用弁償をなくしますから、農業委員も止めましょうねという事で、同意を得て止めた訳です、それで今はどうなっていますかという事がそれなんです。今が復活されていたら当然復活すべきだと思います。その辺の確認の意味で言われたのでしょ。

事務局： 議員は確認しておりません。

8 番： これは前から言っているけれど当たり前の事です。それが出来ないというのは、何が行政だ。人を使って人を動かすわけだから。経費が掛かるのは当たり前の事。農業委員だけ全部ボランティアなんてそんな論はありません。

13番： 今の費用弁償に代わって活動費の事を言われましたね、農地パトロールとか、もちろんそういう事とか、やっぱり農業委員のそういう事を個々に、研修とかをする時に、質を高める為にも活動費として、充渡して貰う様にして頂ければと思う訳です。

議長： 町長に話した時の感触では、これは必要だなという感じで受け止めて貰った様な感じはしましたので、バランスもあると思うので、民生委員さんとか、その辺もありますし、町長は新たに考えてくれているのかなと感じました。その次、研修が2件ございますので、視察研修も含めて説明をお願いします。

事務局： 資料4と5をご覧いただければと思います。視察研修につきましては、日程は決まっております、最終的に案が固まりましたので資料4の方をご覧いただければと思います。10月19日から21日まで2泊3日と言う事でございまして、まず19日は予定通り兵庫県の養父市の農業委員会に新たな農業委員会体制の取り組みや中間地域のモデル地域の目指した取り組み等について視察を行います。2日目は若狭町の産業課、行く場所はかみなか農楽舎と言う所なのですが、佐藤委員のご指摘もありました、耕作放棄地の発生防止、能登野里山営農組合と言う所が全国農業新聞賞を受賞された取り組みがございまして、こういった事を聞いたり、かみなか農楽舎と言う所が農業の先進地でございまして、新規農業担い手育成について、そういった取り組みもしていращやいますし、農地中間管理事業にしましても、先進的な取り組みもされていращやると言う事で、ここを入れますと結構盛りだくさんの内容になっております。昼からは高浜町の産業振興課と言う所に、これも菓草の産地化事業を活用した耕作放棄地発生防止の取り組みと言う事をせれておりまして、菓草の里などとして地

域おこしをされていらっしゃると思います。薬草のほうは江府町も会長さん委員さんが中心になって薬草研究会というのを立ち上げて進められておられますが、そういったのを20日の午後の研修に行かせていただければと考えております。3日目は一応移動日でございます、別紙のほうに資料をつけておりますが、観光とかそういったものを入れております。資料4の裏のほうに詳細な工程表が書いてありまして、ひとまず先ほど申し上げました、視察先と宿泊先についてはこれで確定をさせてもらえればと思います。それ以外、前後の工程につきましては、見て頂きまして意見等がありましたら、最終的には来週の金曜日までに出席も含めて確認させていただければと思います。今日ご出席の委員さん全員ご出席でよろしいでしょうか。

8 番： 特別なことがない限りは。

事務局： そうですね、突然のご不幸があったり、急なことがあったりすれば、無理だと思いますけれども。また何かありましたら。後は会長さんと事務局等で詳細の方は詰めさせてもらえればと思いますので、また、こちらの方から研修のしおりというものを作りまして、各視察先の状況とかそういった物を事前学習と言う事で、資料は後日、来週中にはお届けするようにさせていただきますので、それで質問事項などを一応事前に考えていただくと、良いかなと思っております。もう一つ、資料5の方が10月28日に毎年開催されます、農業委員会、鳥取県の全農業委員さんを対象にした特別研修大会が開催されます。こちらが28日金曜日1時から4時までと言う事でございます、予定になってはいますが、これは確定ですので、4つくらい研修課題があるようでして、これもできればすべての委員さん、車の方は役場の方で用意させていただきますので、ご出席をいただければと思っております。研修については以上です。

議長： ではまた、意見がありましたら、事務局の方に申し出をして頂きたいと思えます。最後ですが、次回の農業委員会の総会と、農地相談会、事務局。

事務局： 次回につきましてはそちらに書いておられますとおり、11月9日水曜日と言う事で設定させて頂いておりますが、特段何も無い様でしたら、こちらでよろしいでしょうか。場所はここでという。

委員： 9日は予定が入っていて、変えてもらえれば。

事務局： 予め駄目と言う事がわかっているならば、8日でも10日でも。

議長： 8日なら良いですけれども。

事務局： 8日でも構いませんが、8日でよろしいでしょうか。

委員： 8日は大丈夫。

事務局： 農地相談会につきましては、10月27日と言う事で、見山委員さんと、前回谷口委員欠席でしたので谷口委員さんをお願いができれば。

7番： はい。

事務局： よろしいでしょうか。見山委員はおられませんけれども。以上です。すいません紹介をせずに帰ってもらいましたけど、田口小百合さんはJAの、皆さんもご存じのとおり、田口小百合さんが今農地中間管理機構の関係で、臨時職員と言いますか、地域の中間管理のつなぎ役と言う事で来ていただいております、今日ご紹介が逸しております、不手際で申し訳ございません、そういう事でまた今後も皆様と密接につながりがあると思いますので、よろしくお願いができればと思います。

議長： それでは、以上で終わりましたが、何か言いたいことがございますか。

8番： 課長、先ほどの話ですけど、再生協、あなたが音頭を取ってくれないと纏まらない、町の、事務局はあなたのところにあるわけだから、あなたのところで、いま言った、農協なり、農業委員会もそうなんだけれども、それぞれに、今まで従来それぞれの組織で単独にやってきたことをどうやって1つに纏めるか、それは課長の責任でやってもらいたいと言う事を強く申し上げておきたい。以上。

12番： 僕からも、いろいろな経験上、事務局が提案したらそれにクレームとかは言えないので、事務局が本当に、親切に、具体的に提案をして、佐藤さん、会長は会長だから、会長を生かすか殺すかは事務局だと思う。いろんな組織も、町は言いなりだから、事務局がどういった立案をして、どういった提案をするか、これが肝心です。農業委員会も事務局も前にして言うてはなんですが。

8番： その意味で、農協の座談会も交替々々で顔を出してくれないかとは言ってきたのだけれど、それには出られませんという対応をして来られたから。

12番： 我々は法律とか制度に疎いので、担当者はそのことに一番長けているわけだ、補助金のことにしても、我々は長けていないので、そこら辺を十分に、勉強してもらって。

議長： 時間がかかり経過しましたがけれども、貴重な意見も頂戴しましたし、熱心に長時間に渡りまして、ご審議いただきましてありがとうございます。これで総会を終わります。

たいと思います。担い手機構の天満課長、農林業振興課神庭課長補佐ありがとうございました。

平成 年 月 日

署名委員 10番委員

署名委員 12番委員